

一般財団法人藤沢市開発経営公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人藤沢市開発経営公社と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、藤沢市の健全な発展と市民福祉の増進を図るため、必要な施設を設け、又は用地を確保し、活力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 藤沢市行政の推進上必要な施設の建設、管理及び処分（公有地の拡大推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第2項第1号に規定する業務を除く。）
- (2) 都市開発事業に係る用地の取得、造成、管理、分譲及びあっせん
- (3) 都市開発事業に係る施設の建設、賃貸借、管理、分譲及びあっせん
- (4) 藤沢市から委託を受けた事業の執行
- (5) 藤沢市湘南大庭地区に関連する整備事業、藤沢市の基幹的都市基盤整備事業及び藤沢市民のための基幹的生活環境整備事業を対象とした事業費への負担並びに藤沢市民の福祉向上のための特定寄附
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県内の区域内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財

産は、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

第 4 章 評議員

(定数)

第 9 条 当法人に、評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

(選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 12 条 評議員に対して、会議の出席ごとに 10,400 円を報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第 15 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない

ない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

4 理事長が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

第6章 役員

(役員の設定)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上7名以内

監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 次の理事は、当法人の業務を執行する。
 - (1) 理事長 当法人を代表し、業務を統括執行する。
 - (2) 副理事長 理事長を補佐して、業務を執行する。理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (3) 専務理事 理事長及び副理事長を補佐して、業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(理事又は監事の損害賠償責任の免除)

第 27 条 当法人は、一般法人法第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項に規定する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる理事に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般法人法第 197 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告は省略することはできない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 10 条に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

(解散)

第 35 条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能そ

の他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 36 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、藤沢市に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 当法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 10 章 補則

(規則等への委任)

第 38 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、評議員会又は理事会の決議により別に定める。

附 則

改定後のこの定款は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。